

公明党

代表 山口 那津男 様

双葉町の復興等に向けた
重点要望について
(要望書)

令和4年3月

双葉町長 伊澤 史朗

双葉町議会議長 伊藤 哲雄

双葉町では令和2年3月に特定復興再生拠点区域の一部及び避難指示解除準備区域において、初めて避難指示解除が実現したところですが、その区域は町域のわずか4%であり、残りの96%は依然として帰還困難区域となっており、東日本大震災から10年以上が経過した現在においても、未だに町民全員がふるさとを離れ避難生活を余儀なくされている唯一の自治体となっています。

このような中、双葉町は平成29年8月に帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とするための特定復興再生拠点区域が指定され、復旧・復興事業を進めており、令和4年6月以降の当該区域の避難指示解除を目指していますが、それでもなお帰還困難区域が広範囲に残り、その全域解除に向けた見通しは示されていません。

双葉町は福島第一原子力発電所の立地自治体であり、30～40年以上かかる廃炉作業や苦渋の決断による中間貯蔵施設の受け入れ、ALPS処理水の処理問題など、他の被災自治体と比べても厳しい状況におかれ、周辺の他の自治体とは復興のステージが大きく異なっています。このような特殊かつ厳しい状況をご理解いただいた上で引き続き、復興を成し遂げるまでご支援いただきますようお願いいたします。

昨年8月には、原子力災害対策本部及び復興推進会議において、特定復興再生拠点区域外における対応の具体化等を内容とする「特定復興拠点再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が決定されました。町内の特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の避難指示解除への道筋が示され、一定の前進ではあると考えていますが、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除する決意」としていることから町内全域の避難指示解除、町の復興に向けた支援を強く要望いたします。

1. 特定復興再生拠点区域外における取組の具体化について

昨年8月に原子力災害対策本部及び復興推進会議において「特定復興拠点再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が決定されました。一刻も早く町民がふるさとに戻り、震災前の生活を取り戻すことができるよう、町全域の避難指示解除に向けた特定復興再生拠点区域外における取組の加速について以下のとおり要望いたします。

- 希望する町民が全員帰還できるように、必要な制度設計、予算措置を行うとともに、2020年代の早期に希望する町民の帰還が実現されるよう取り組むこと。また、残された土地・家屋等の扱いについても地元と丁寧に協議するとともに、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けた見通しや取組方針も早急かつ具体的に示すこと。
- 特定復興再生拠点区域外の町民の帰還意向を個別かつ丁寧に把握すること。意向把握に際しては、帰還の判断をすぐには行えない町民にも配慮して複数回行うこと。帰還意向が確認された箇所については、速やかに帰還・生活に必要な個所を除染して避難指示解除を行うこと。

2. 復興のスタートに立つ町へ重点的サポート

平成23年度～令和2年度までの復興に対する事業規模は全体で約31兆円である一方、令和3年度～7年度の第2期復興・創生期間における事業規模は全体で約1.6兆円、そのうち福島県関係は約1.1兆円とこれまでの10年間と比べると格段に少ないものとなっています。

原子力災害で大きな被害を受けた本町は、特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を早くとも令和4年6月頃の目標としており、復興の状況は他の市町村と比べて大きく異なり、特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除をもって、ようやく復興のスタートラインに立つに過ぎません。

震災から10年以上が経過し、復興がスタートする町の各種取組の推進に対する支援について、以下のとおり要望いたします。

- 国においては、第2期復興・創生期間においても、本町は、本格的な復興・再生に向けた取組を加速化することが必要であり、移住・定住などのソフト事業はもとより、ハードインフラ整備も含め必要な予算規模を確保し、十分かつきめ細かい支援を行うこと。
- 長期の避難生活を余儀なくされている町民に対して現在行われている生活支援策について、他地域との復興の進捗状況の大きな差を考慮し、特に高速道路の無料措置の継続、医療費の一部負担金、国民健康保険税等の減免等の継続、被災者生活再建支援金の申請期間の延長等について、特段の配慮を行うこと。

3. 町民の被害実態に即した賠償の実施

双葉町は被災自治体の中でも唯一、全町避難が継続しています。町民は不安な長期の避難生活を強いられ、精神的、経済的にも多大な苦痛を被っており、町民の被害実態に即した賠償の実施が必要不可欠です。

しかし、東京電力は、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」に示されている最低限の水準による画一的な対応に終始し、個別具体的な事情を含め、被害者に寄り添った誠意ある対応を行っているとは言い難い状況が続いています。

つきましては、以下の通り要望いたします。

- 町民の被害実態に即した賠償が確実に行われるよう、引き続き国からも東京電力に強く指導していただくとともに、現状を抜本的に改善するため、中間指針を適時適正に見直して頂きたい。

4. 福島第一原子力発電所の廃炉を担う東京電力への監督・指導

東京電力には福島第一原子力発電所の廃炉作業を安全かつ着実に完遂する責任があります。しかし、昨年2月に発生した福島県沖地震によって露呈した東京電力の地震対策の不備等、柏崎刈羽原子力発電所におけるテロ対策の決定的欠如、安全対策工事未了の発覚など、**度重なる不祥事等により**原子力発電所を担う企業として当然備えるべき緊張感や危機意識が欠けていると言わざるを得ず、地元との信頼関係が大きく損なわれる事態となっています。そこで、東京電力への監督・指導について、以下のとおり要望いたします。

- 国としても、原子力政策を推進してきた責任も踏まえ、安全かつ着実な廃炉作業が行われるよう東京電力に対してさらに踏み込んだ指導を徹底すること。

5. ALPS 処理水をめぐる責任を持った対応

ALPS 処理水については、関係閣僚会議において、昨年4月に国際的慣行に沿った、科学的・技術的根拠に基づく方法として大幅に希釈した上で海洋放出を実施することが決定されました。しかし、海洋放出の実施にあたっては地元への影響を最大限考慮していただきたいと考えており、以下のとおり要望いたします。

- 国においては、実施主体の東京電力に対し、国際基準、関係法令等の厳守を徹底するよう監督するとともに、海洋放出を決定した主体として責任を持って科学的根拠に基づく情報発信を国内外に丁寧に行い、国民・国際社会の理解の醸成に取り組むこと。
- トリチウム分離技術について、不断の技術開発に取り組み、ALPS 処理水の放出量低減化に積極的に取り組むこと。
- あらゆる取組を行ってもなお、風評影響が生じた場合には、農林水産物の一時的買取・保管の対策等を機動的に行うこと。また、東京電力に対し、賠償枠組みなどについて被害者に寄り添ったものとなるよう責任を持って指導すること。



(本件事務取扱)

双葉町役場いわき事務所 復興推進課 課長 横山 敦

電話：0246-84-5200

住所：(いわき事務所) 福島県いわき市東田町2丁目19-4

(本庁舎) 福島県双葉郡双葉町大字新山前沖28